

## データベース化にあたって

業務の一環として「登録を義務づける」などして、  
業務実績が漏れなく登録されることが重要です。

【国交省における業務仕様書への記載例】

### 業務仕様書

1. 業務名称 ○○庁舎設計業務
  - ：
  6. 業務の実施
  - ：
  - (8) 業務実績情報の登録について
- 本業務に関する業務内容等については、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に業務カルテ情報として登録すること。

注) PUBDISは、社団法人 公共建築協会が運営するシステムです。

発注者がデータの内容を確認し、  
データの信頼性を高めることが重要です。



このパンフレットに関するお問い合わせは、  
国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課建築基準第一係  
TEL 03-5253-8111(ex.23444) FAX 03-5253-1544

## 設計業務実績データベースの構築に向けて

— 公共建築の適切な設計者選定のために —



国土交通省大臣官房官庁営繕部

平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を受けて同年8月26日に閣議決定された基本方針では、

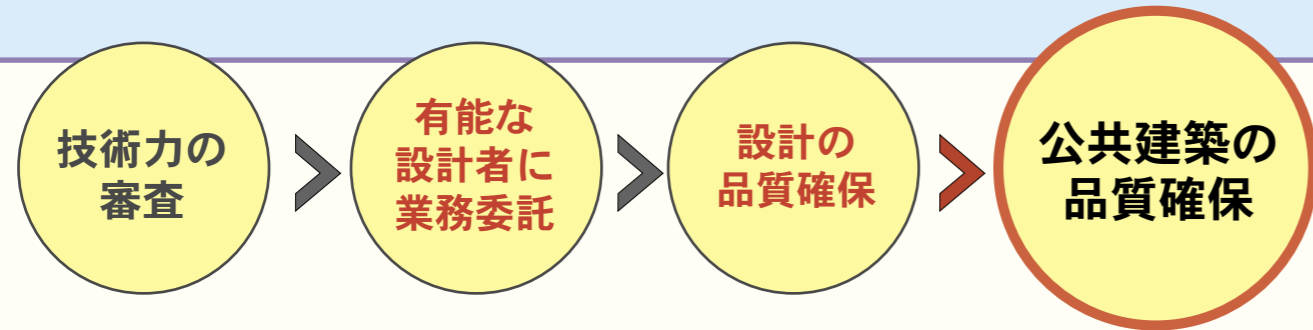
**“発注者は、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進めるよう努めるものとする”**

とされました。

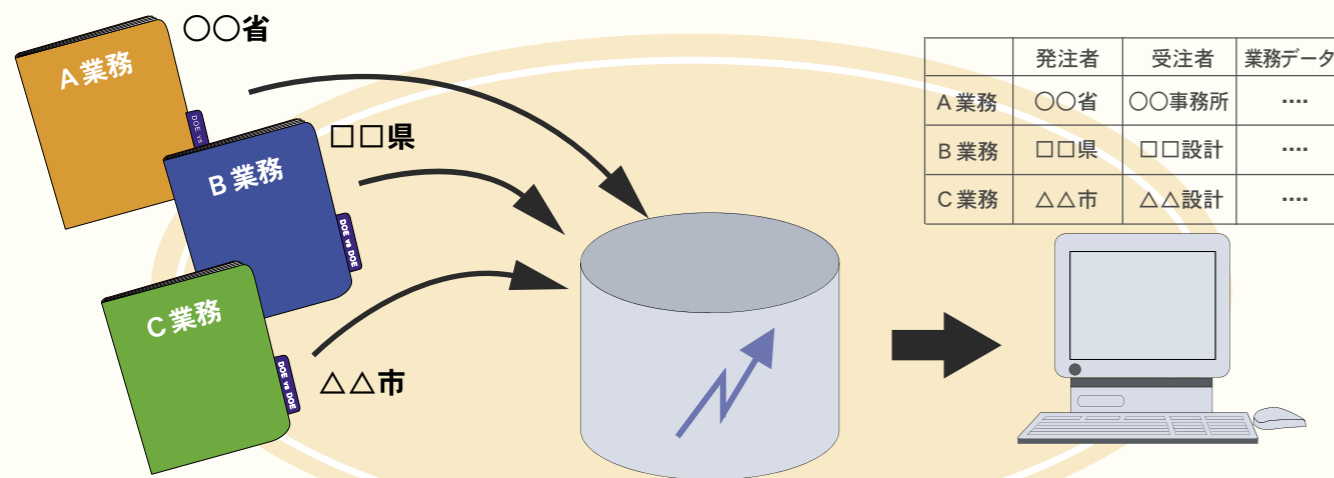
これを受け、公共建築の発注者に対して、業務実績データベースの構築と活用が求められています。

設計者選定にあたっては、設計者の**技術力の審査が重要**です。

設計者の技術力によって、設計の品質は大きく左右されます。そのため、設計業務の発注者は競争参加者の技術力を見極め、有能な設計者を選定する必要があります。



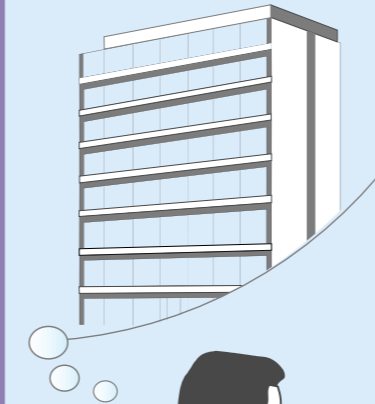
共有データベースが構築されると…  
他機関の業務実績等を参照することができます。



(共有データベースのイメージ図)

## データベースの利用方法は？

### ● 競争参加者の公募／選定の際に…

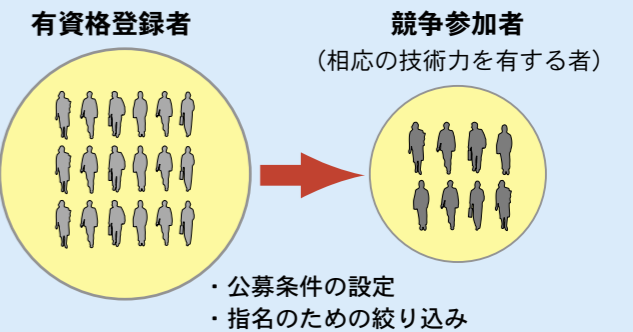


**「公募の条件が厳しすぎないか確認しよう！」**

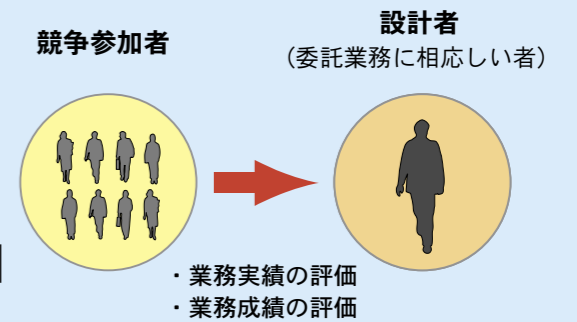
公募条件に見合う設計実績を持つ者は何社ぐらいあるだろう。

相応(例:70点以上)の業務成績を有する者に絞り込んで

**「競争参加者を選定しよう！」**



### ● 設計者を決める際に…



競争参加者から申告された  
**「設計実績の内容を確認しよう！」**

過去〇年間に  
**「いろいろな機関で発注された業務の受注実績(成績)を評価しよう！」**

設計する建物の用途や規模に応じて  
**「同種や類似の設計実績(成績)を評価しよう！」**

